

名古屋市立大学学則

目次

第1章 総則

第1節 目的及び構成（第1条—第10条）

第2節 修業年限及び学生定員（第11条・第12条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第13条—第15条）

第2節 入学（第16条—第24条）

第3節 休学、転学科、転学、退学及び除籍（第25条—第31条）

第4節 教育課程、履修方法及び試験（第32条—第41条）

第5節 卒業及び学位（第42条—第44条）

第6節 授業料（第45条—第47条）

第7節 選科生（第48条—第57条）

第8節 特別聴講学生（第58条・第59条）

第9節 科目等履修生等（第60条—第62条の2）

第10節 外国人特別学生（第63条・第64条）

第11節 賞罰（第65条—第67条）

附則

（一部改正 平成20年学則第1号、平成30年学則第3号）

第1章 総則

第1節 目的及び構成

（目的）

第1条 名古屋市立大学（以下「大学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。

（学部及び学科）

第2条 大学に次表左欄に掲げる学部を、学部にそれぞれ次表右欄に掲げる学

科を置く。

学 部	学 科
医学部	医学科
薬学部	薬学科
	生命薬科学科
経済学部	公共政策学科
	マネジメントシステム学科
	会計ファイナンス学科
人文社会学部	心理教育学科
	現代社会学科
	国際文化学科
芸術工学部	情報環境デザイン学科
	産業イノベーションデザイン学科
	建築都市デザイン学科
看護学部	看護学科
総合生命理学部	総合生命理学科
データサイエンス学部	データサイエンス学科

(一部改正 平成18年学則第3号、平成21年学則第4号、平成23年学則第6号、平成24年学則第2号、平成29年学則第3号、令和4年学則第4号)

(大学院)

第3条 大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第4条 削除

(一部改正 平成29年学則第3号)

(附属施設)

第5条 大学に大学附属の総合情報センター及び高等教育院、医学部に同学部附属の病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院及びみらい光生病院（以下「病院等」という。）を設置する。

(一部改正 平成21年学則第3号、平成26年学則第1号、平成30年学則第1号、平成31年学則第1号、令和2年学則第3号)

(事務の組織)

第6条 大学にその事務を処理する組織を置く。

(一部改正 平成20年学則第4号、令和4年学則第3号)

(教員)

第7条 大学に教員として教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

(一部改正 平成18年学則第3号)

(職及び事務分掌)

第8条 大学に副学長を置く。

2 学部には学部長を置き、データサイエンス学部以外の学部の学部長はそれぞれ関係のある大学院研究科長をもって充てる。

3 総合情報センターにセンター長を、高等教育院に高等教育院長を、病院等のそれぞれに病院長を置く。

4 事務の組織の長として事務局長を置く。

5 学部、事務の組織、総合情報センター、高等教育院及び病院等の組織並びに前3項の職以外の職に関しては、規程で定める。

6 前各項の職にある者の分掌する事務は、規程で定める。

(一部改正 平成21年学則第3号、平成26年学則第1号、平成29年学則第3号、平成30年学則第1号、平成31年学則第1号、令和2年学則第1号、令和2年学則第3号、令和4年学則第3号、令和4年学則第4号、令和5年学則第5号)

(教授会)

第9条 学部には教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関しては、規程で定める。

(一部改正 平成29年学則第3号)

(自己評価等)

第10条 大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行う。

2 自己評価等の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第2節 修業年限及び学生定員

(修業年限)

第11条 学生の修業年限は、4年とする。ただし、医学部及び薬学部薬学科の

学生の修業年限は6年とし、第19条に規定する第3年次編入学生の修業年限は2年とする。

(学生定員)

第12条 学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	90人	540人
薬学部	薬学科	65人	390人
	生命薬科学科	50人	200人
経済学部	公共政策学科	104人	416人
	マネジメントシステム学科	92人	368人
	会計ファイナンス学科	69人	276人
人文社会 学部	心理教育学科	64人	256人
	現代社会学科	70人	280人
	国際文化学科	71人	284人
芸術工学部	情報環境デザイン学科	31人	124人
	産業イノベーションデザイン学科	31人	124人
	建築都市デザイン学科	41人	164人
看護学部	看護学科	120人	480人
総合生命理 学部	総合生命理学科	43人	172人
データサイ エンス学部	データサイエンス学科	80人	320人

(一部改正 平成18年学則第3号、平成20年学則第4号、平成21年学則第4号、平成23年学則第6号、平成24年学則第2号、平成29年学則第3号、平成30年学則第2号、令和元年学則第1号、令和2年学則第1号、令和3年学則第2号、令和4年学則第1号、令和4年学則第2号、令和4年学則第4号、令和5年学則第5号、令和6年学則第1号)

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 10月28日

(4) 春季休業 3月21日から4月5日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(一部改正 平成20年学則第4号)

第2節 入学

(入学期)

第16条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) の 2 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（一部改正 平成19年学則第 2 号、平成20年学則第 4 号）

（選考及び入学許可）

第18条 入学志願者に対しては、選考のうえ入学を許可する。

2 選考の期日及び方法については、その都度学長が定める。

（第 3 年次編入学）

第19条 総合生命理学部に第 3 年次編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他の大学において 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 他の大学及び本学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者

2 第 3 年次編入学志願者に対しては、選考のうえ学長が入学を許可する。

3 前項の入学志願者に対する選考の期日及び方法並びに既に修得した単位の取扱いその他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

（一

部改正 平成25年学則第 1 号、令和 2 年学則第 1 号、令和 5 年学則第 5 号）

（転入学等）

第20条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長が入学を許可することができる。

(1) 他の大学の学生で当該学長の承認を得て、本学の同一学部に転入学を志

願する者

- (2) 本学の退学者で、同一の学部にも再入学を志願する者
- (3) 本学を卒業した者で、他学部にも学士入学を志願する者

2 前項の入学志願者に対する選考の期日及び方法並びに既に修得した単位の取扱い、入学期及び編入年次その他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(入学出願手続)

第21条 入学を志願する者は、所定の期間内に本学指定の入学願書その他の書類（以下「出願書類」という。）を提出し、入学検定料17,000円を納付しなければならない。ただし、前2条に規定する第3年次編入学、転入学、再入学及び学士入学を志願する者に係る入学検定料の額は、30,000円とする。

2 第18条第1項に規定する選考において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の入学検定料の額については、前項本文の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 第19条第2項に規定する選考において、第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り第2段階目の選抜を行う場合の入学検定料の額については、第1項ただし書きの規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

(一部改正 平成23年学則第1号、平成26年学則第4号)

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、指定の期日までに、学長が定める書類に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を添えて提出しなければならない。

- (1) 名古屋市住民等（入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者及びその配偶者若しくは1親等の親族又はこれらに準ずる者と学長が認める者が入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた場合におけるその者をいう。以下同じ。） 232,000円

(2) 名古屋市住民等以外の者 332,000 円

- 2 指定の期日までに正当の理由がなく前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

(一部改正 平成20年学則第4号)

(入学検定料及び入学料の減免)

第23条 災害により入学検定料及び入学料の納付が著しく困難である者のうち、理事長が特に必要があると認めるものには、入学検定料及び入学料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定する授業料等減免対象者と認定されたもの（以下「修学支援法対象者」という。）のうち、入学料の減免の対象となるものについて、入学料の全部又は一部を免除する。ただし、入学を辞退した者については、この限りではない。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学検定料及び入学料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一部改正 令和2年学則第1号)

(入学検定料及び入学料の不還付)

第24条 既納の入学検定料は、還付しない。ただし、第21条第2項及び第3項に規定する2段階の選抜を行った場合には、第1段階目の選抜における不合格者に対して、第2段階目の選抜に係る入学検定料を還付する。

- 2 既納の入学料は、還付しない。ただし、前条第2項の規定により入学料の全部又は一部を減免する場合にあっては、この限りではない。

(一部改正 平成26年学則第4号、令和2年学則第1号)

第3節 休学、転学科、転学、退学及び除籍

(休学)

第25条 疾病その他の理由により3月以上修学を休止しようとする者は、学長の許可を得て1年以内の期間休学することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

- 2 前項の休学については、特別の事情がある場合に限り、引き続き1年以内の期間の延長を許可することができる。

- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、医学部及び薬学部薬学科の休学期間は、通算して5年を超えることができない。

(復学)

第26条 休学期間内に疾病その他の理由がやんだときは、復学を願い出ることができる。

(転学科)

第27条 薬学部、人文社会学部及び芸術工学部の学生（転入学、再入学及び学士入学した者を除く。）で、転学科を希望するものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 転学科の申請の手續その他転学科の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(一部改正 令和5年学則第5号)

(転学)

第28条 学生は、学長の許可を受けなければ、他の学校へ入学を願い出ることにはできない。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、理由を明記して学長に願い出なければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(除籍)

第30条 在学年数が8年に至っても、なお、所定の試験に合格することができない者は、除籍する。ただし、医学部及び薬学部薬学科にあつては12年、第19条に規定する第3年次編入学生にあつては6年に至っても、なお、所定の試験に合格することができない者は、除籍する。

- 2 前項に定めるほか、学部において定める所定の在学年数に至っても、なお、進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者（医学部専門教育科目にあつては、所定の授業科目を修了することができない者）は、除籍する。

- 3 前2項の場合において、第25条の規定による休学の期間は、在学年数に算入しない。

第31条 前条の期間内であっても、疾病その他の理由により成業の見込みがな

いと認めたとき又は授業料納付の義務を怠り、督促を受けても、なお、納付しないときは、その者を除籍する。

第4節 教育課程、履修方法及び試験

(教育課程)

第32条 教育課程は、教養教育科目と専門教育科目をもって編成する。

(授業の方法)

第32条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(この条追加 令和5年学則第1号)

(試験)

第33条 試験は、履修した授業科目について各学期若しくは各学年ごとに、又はその授業科目の授業が終った後、適当な時期に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、平常の考査又は論文若しくは報告書をもって試験に代えることができる。

(成績)

第34条 試験の成績は、各授業科目について合格及び不合格とする。

(再試験)

第35条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせることがある。

(追試験)

第36条 疾病その他やむを得ない理由により、試験当日出席できない者は、その理由を明記して届け出なければならない。

2 前項の届出により、やむを得ない理由があると認められた者には、追試験を受けさせることができる。

(単位の修得等)

第37条 試験に合格した者は、その授業科目の単位を修得（医学部専門教育科目にあつてはその授業科目を修了）したものとする。

- 2 第32条の2第2項及び第3項の規定による方法で履修し修得する単位数は、卒業の要件としては60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数を60単位に加算することができる。

(一部改正 令和5年学則第1号)

(他の学部における授業科目の履修等)

第38条 学生は、所属する学部以外の学部の授業科目を履修することができる。

この場合において、学生は、関係する学部長の承認を得なければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第39条 学長は、学生が他の大学又は短期大学（外国の他の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修し単位を修得することが教育上有益と認めるときは、当該他の大学等との協議又は協定に基づき、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の許可及び前項の単位の認定については、教授会の議を経て行う。
- 4 第1項の規定による他の大学等における修学の期間は、第30条に規定する在学年数に算入する。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 新たに本学の第1年次に入学した者の大学等における既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）について教育上有益と認める場合は、教授会の議を経て本学において修得したものとみなすことができる。ただし、第20条第1項の規定により入学した者については、この限りではない。

- 2 前項の単位の認定は、教養教育科目の単位として、30単位を超えない範囲とする。

- 3 第1項本文の規定により、単位の認定を受けた場合であっても、第11条に規定する修業年限の短縮は行わない。

(一部改正 平成30年学則第3号)

(学外における学修の単位認定)

第40条の2 大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修（平成3年文部省告示第68号）第8号又は第9号に定める学修について教育上有益と認める場合は、教養教育科目の単位として認定することができる。ただし、第39条第2項又は前条第1項の規定により認定することができる単位と合わせて60単位を超えて認定することはできない。

- 2 前項の単位認定については、教授会の議を経て行う。

(一部改正 平成20年学則第1号)

(教育研究上の目的)

第40条の3 学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(この条追加 令和2年学則第1号)

(その他の規程)

第41条 本節に定めるもののほか、試験及び成績については、別に定める。また、学部又は学科の授業科目、単位数（医学部専門教育科目にあつては授業時間数）、単位の計算方法、履修方法及び履修登録単位の上限については、履修規程で定める。

- 2 前項の履修規程は、教授会の議を経て、学長が定める。

(一部改正 平成20年学則第1号、平成21年学

則第1号、平成27年学則第1号、令和2年学則第1号、令和5年学則第1号)

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第42条 本学所定の修業期間在学し、学部所定の試験に合格した者は、卒業とし、これに卒業証書を授与する。

(学位)

第43条 前条の卒業者には、学士の学位を授与する。

(学位規程)

第44条 前条に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が定める。

第6節 授業料

(授業料)

第45条 授業料の額は、1 学年 535,800 円とする。

2 授業料は、前期及び後期の2期に分けて、それぞれ前項に定める額の2分の1に相当する額を、各期の最初の月から理事長が定める日までに納付しなければならない。

3 前期において授業料の納付を怠ったまま、後期において1期分の授業料に相当する額の納付を行った場合、納付された授業料は、前期分の授業料に充当する。

4 学生が、前期の末日までに転学、退学又は卒業する場合の授業料の額は、第1項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(一部改正 平成23年学則第1号、平成23年学則第3号)

(減免)

第46条 修学支援法対象者の授業料の全部又は一部を免除する。

2 経済的理由又は災害により授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者のうち、理事長が特に必要があると認める者には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

3 1学期を通じて休学を許可された者には、前条第1項に定める額の2分の1に相当する額を免除する。ただし、休学中の者が学期の途中で復学したときは、当該学期に納付すべき授業料の額を納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一部改正 平成20年学則第4号、平成23年学則第1号、令和2年学則第1号)

(不還付)

第47条 既納の授業料は、還付しない。ただし、前条第1項の規定により授業料の全部又は一部を減免する場合にあっては、この限りではない。

(一部改正 令和2年学則第1号)

第7節 選科生

(入学)

第48条 相当の学歴の者で学部所定の授業科目中1科目又は数科目の選修を願い出たときは、学長は、教授会の選考を経て、選科生として入学を許可することができる。

(入学出願手続)

第49条 前条の入学志願者は、選修科目を定めて、本学指定の入学願書その他の書類を提出しなければならない。

(入学期日)

第50条 選科生の入学期日は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第51条 選科生の在学期間は、1年以内とする。ただし、延期を願い出ることができる。

(入学検定料及び入学料)

第52条 選科生の入学検定料の額は、9,800円とする。

2 選科生の入学料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 名古屋市住民等 23,200円

(2) 名古屋市住民等以外の者 33,200円

(一部改正 平成20年学則第4号、平成23年学則第1号)

(授業料)

第53条 選科生の授業料の額は、1単位に相当する授業について14,800円とする。

2 前項の授業料は、指定の期間内に納付しなければならない。

(一部改正 平成23年学則第1号)

(教授の指導)

第54条 選科生は、学部長の指定する教授の指導を受けるものとする。

(費用の負担)

第55条 選科生には、選修に要する費用の一部を負担させることがある。

(証明書)

第56条 選科生が、その選修科目の試験に合格したときは、証明書を交付することができる。

(規定の準用)

第57条 選科生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第8節 特別聴講学生

(入学)

第58条 他の大学等との協議又は協定に基づき、当該他の大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(規定の準用)

第59条 特別聴講学生の入学出願手続、入学期日、在学期間、入学検定料、入学料、授業料、教授の指導及び費用の負担については、選科生に関する規定を準用する。ただし、入学検定料、入学料及び授業料は、理事長が必要と認めるときは、当該他の大学等との協議又は協定に基づき減免することができる。

2 特別聴講学生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第9節 科目等履修生等

(一部改正 平成30年学則第3号)

(入学)

第60条 本学の学部生以外で相当の学歴を有する者が、1科目又は複数科目の単位制による授業科目を履修し単位を修得しようとするときは、学長は、教授会の選考を経て、本学学生の教育に支障が生じない範囲で、科目等履修生として入学を許可することができる。

(一部改正 平成22年学則第1号)

(単位の修得等)

第61条 科目等履修生として、所定の授業科目を履修し試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位を修得したものとして、修得単位の証明書を交付することができる。

(規定の準用)

第62条 科目等履修生の入学出願手続、入学期日、在学期間、入学検定料、入

学料、授業料、教授の指導及び費用の負担については、選科生に関する規定を準用する。

- 2 本学大学院の学生である者については、前項に定める入学検定料、入学料、授業料を免除することができる。
- 3 科目等履修生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(一部改正 平成22年学則第1号)

(高校生科目等履修生)

第62条の2 高等学校の生徒が、1科目又は複数科目の単位制による授業科目を履修し単位を修得しようとするときは、学長は、当該生徒の属する高等学校との協議の上、教授会又はこれに代わる機関の選考を経て、本学学生の教育に支障が生じない範囲で、高校生科目等履修生として受け入れることができる。

- 2 本条に定めるもののほか、高校生科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正 平成30年学則第3号)

第10節 外国人特別学生

(入学)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考により、外国人特別学生として入学を許可することができる。

(一部改正 平成20年学則第4号)

(規定の準用)

第64条 外国人特別学生及び外国人特別学生として入学を志願する者については、本節に定めるもののほか、本学学生及び本学学生として入学を志願する者に関する規定を準用する。この場合において、第21条第2項中「第18条第1項に規定する選考」とあるのは、「第63条に規定する選考」と読み替えるものとする。

(一部改正 平成20年学則第4号)

第11節 賞罰

(表彰)

第65条 学生で他の模範となる者は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第66条 学生がその本分を守らないときは、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

第67条 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（旧学則の規定に基づく処分又は手続の効力）

- 2 施行日前に名古屋市立大学病院条例施行細則等を廃止する規則（平成18年名古屋市規則第105号）の規定による廃止前の名古屋市立大学学則（昭和39年名古屋市規則第27号。以下「旧学則」という）又は旧学則に基づく規程の規定によってした処分、手続その他の行為でこの学則又はこの学則に基づく規程に相当の規定があるものは、この学則又はこの学則に基づく規程の相当の規定によってしたものとみなす。

(医学部定員の特例)

- 3 第12条の規定にかかわらず、平成21年度から令和11年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	92名	492 名
平成22年度	95名	507 名
平成23年度	95名	522 名
平成24年度	95名	537 名

平成25年度	95名	552 名
平成26年度	95名	567 名
平成27年度	97名	572 名
平成28年度	97名	574 名
平成29年度	97名	576 名
平成30年度	97名	578 名
平成31年度	97名	580 名
令和 2 年度	97名	582 名
令和 3 年度	97名	582 名
令和 4 年度	97名	582 名
令和 5 年度	97名	582 名
令和 6 年度	97名	582 名
令和 7 年度	90名	575 名
令和 8 年度	90名	568 名
令和 9 年度	90名	561 名
令和10年度	90名	554 名
令和11年度	90名	547 名

(一部改正 平成20年学則第 4 号、平成21年学則第 6 号、平成27年学則第 1 号、平成29年学則第 4 号、令和元年学則第 3 号、令和 3 年学則第 3 号、令和 4 年学則第 5 号、令和 5 年学則第 6 号)
(看護学部定員の特例)

4 第12条の規定にかかわらず、平成25年度から令和 2 年度までの看護学部の入学定員及び収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成25年度	82名	322 名
平成26年度	82名	324 名
平成27年度	82名	326 名
平成28年度	82名	328 名
平成29年度	82名	328 名
平成30年度	80名	326 名

平成31年度	80名	324 名
令和 2 年度	80名	322 名

(一部改正 平成24年学則第 2 号、令和元年学則第 3 号)

(その他の経過措置の法人の規程への委任)

- 5 この附則に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、法人の規程で定める。

(一部改正 平成20年学則第 4 号、平成24年学則第 2 号)

附 則 (平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則 (以下「改正後学則」という。) 第 2 条の規定は、平成19年度以後に入学 (転入学、再入学及び学士入学 (以下「転入学等」という。)) を除く。) する学生に係る学科について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 平成19年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第 2 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 5 改正後学則第12条の規定は、平成19年度以後に入学する学生について適用する。この場合において、平成19年度から平成21年度までの経済学部 の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
経済学部	公共政策学科	90人	180 人	270 人
	マネジメントシステム学科	80人	160 人	240 人
	会計ファイナンス学科	60人	120 人	180 人

附 則 (平成19年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は発布の日から施行する。

- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第2条の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。

- 3 平成22年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第2条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第 6 号）

- 1 この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第 2 条の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第 2 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学、学士入学及び 3 年次編入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以後に転入学等する学生については、改正後学則の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。
- 3 第12条の規定にかかわらず、平成31年度から令和4年度までの総合生命理学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	収容定員
平成31年度	161 人
令和2年度	164 人
令和3年度	167 人
令和4年度	170 人

（一部改正 令和元年学則第1号）

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。
- 3 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から、第12条及び第19条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第23条第2項の規定は、令和2年度以後の入学に係る入学科について適用する。
- 3 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 4 改正後学則第23条第2項及び第46条第1項のために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 5 第12条の規定にかかわらず、令和3年度から令和7年度までの薬学部薬学科の収容定員にあつては附則別表第1、令和3年度から令和5年度までの薬学部生命薬科学科の収容定員にあつては附則別表第2に定めるとおりとする。

附則別表第1

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収容定員	365 人	370 人	375 人	380 人	385 人

附則別表第 2

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収容定員	170 人	180 人	190 人

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則（次項において「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第 12 条の規定にかかわらず、令和 4 年度の経済学部（経済学部）の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 4 年度
経済学部	公共政策学科	362 人
	マネジメントシステム学科	322 人
	会計ファイナンス学科	241 人

（一部改正 令和 4 年学則第 2 号）

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学学則第12条の規定にかかわらず、令和5年度の人文社会学部の収容定員にあつては附則別表第1、令和5年度から令和7年度までの看護学部 of 収容定員にあつては、附則別表第2に定めるとおりとする。

附則別表第1

学部	学科	令和 5年度
人文社会 学部	心理教育学科	245 人
	現代社会学科	283 人
	国際文化学科	283 人

附則別表第2

学部	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
看護学部	360 人	400 人	440 人

(一部改正 令和5年学則第5号)

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則（次項において「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの経済学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
----	----	-----------	-----------	-----------

経済学部	公共政策学科	376 人	390 人	404 人
	マネジメントシステム学科	334 人	346 人	358 人
	会計ファイナンス学科	250 人	259 人	268 人

- 4 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

この学則は、発布の日から施行し、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 4 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 5 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 4 号）

この学則は、発布の日から施行し、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 5 号）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第 27 条の規定は、令和 6 年度以後に入学する学生について適用し、令和 5 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後学則第 12 条の規定にかかわらず、令和 6 年度及び令和 7 年度の人文

社会学部の収容定員は次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 6 年度	令和 7 年度
人文社会 学部	心理教育学科	248 人	251 人
	現代社会学科	280 人	277 人
	国際文化学科	282 人	281 人

- 4 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 6 号）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の第 12 条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度までの芸術工学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
芸術工学 部	情報環境デザイン学科	121 人	122 人	123 人
	産業イノベーションデザイン学科	121 人	122 人	123 人
	建築都市デザイン学科	161 人	162 人	163 人

名古屋市立大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）の規定に基づき、名古屋市立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号。以下「本学学則」という。）及び名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号。以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（一部改正 平成22年達第50号）

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院研究科の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第17条の規定により、本学大学院に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院研究科博士課程に所定の年限以上在学して所要の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

（一部改正 平成24年達第88号、平成28年達第31号）

(論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位授与申請書（第1号様式及び第2号様式）に学位論文（前期課程及び修士課程の修了者にあつては、学位論文又は本学大学院学則第15条第1項に規定する特定の課題についての研究成果をいう。以下同じ。）及び附属書類を添えて、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位授与申請書（第3号様式）に学位論文、附属書類及び学位審査料36,000円を添えて、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、本学大学院研究科博士課程に所定の期間在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位論文について審査を受けたが、その審査に合格しなかった者を除く。）であつて本学を退学した者が、再入学をしないで博士の学位の授与を申請する場合の学位審査料は、退学後1年以内に論文を提出するときにあつては、これを免除する。

3 提出した学位論文及び納付した学位審査料は、還付しない。

（一部改正 平成24年達第31号及び第88号、平成25年達第70号、平成28年達第31号）

(論文)

第5条 学位論文は一編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

- 2 研究科教授会において必要と認めるときは、論文の訳本、模型、標本その他資料等を提出させることができる。

(一部改正 平成24年達第31号及び第88号、平成27年達第27号)

(論文の受理)

- 第6条 学位論文の受理は、当該論文の専攻分野の属する研究科教授会の議を経て学長が決定し、当該研究科教授会にその審査を付託する。

(審査委員会)

- 第7条 前条の規定により、学位論文の審査を付託された研究科教授会は、論文内容に関連する科目担当の教授及び准教授の中から3名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け審査を行う。

- 2 前項の審査委員を選出する際に、研究科教授会は、審査委員のうちから主査を1名決定しなければならない。この場合において、薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻における博士論文の審査にあつては、審査委員のうち1名以上を論文内容に関連する科目を担当する名古屋工業大学共同ナノメディシン科学専攻の教員を充てるものとする。

- 3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、大学院の専任の講師を審査委員とすることができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、本学の他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

(一部改正 平成19年達第47号、平成24年達第88号、平成25年達第25号)

(審査、最終試験及び試問)

- 第8条 審査委員会において行う審査は、第3条第2項の規定により学位の授与を申請する者については学位論文の審査及び最終試験とし、同条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者については学位論文の審査及び試問とする。

- 2 前項の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口答又は筆答試験により行う。

- 3 第1項の試問は、口答及び筆答試験により、専攻学術及び研究主題並びに外国語について、本学大学院研究科博士課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合において、外国語に関する試問は、原則として2種類を課する。

- 4 第4条第2項ただし書きの規定により、医学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後4年以内、薬学研究科博士課程、経済学研究科博士課程、人間文化研究科博士課程、芸術工学研究科博士課程又は理学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後3年以内、看護学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後1年以内にそれぞれ学位論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(一部改正

平成21年達第97号、平成24年達第88号、平成28年達第31号、令和2年達第43号)

(審査期間)

第9条 第4条第1項の学位論文は、在学中に提出され、その審査及び最終試験を終了するものとする。

2 第4条第2項の学位論文審査及び試問は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別な事情があるときは、研究科教授会の議を経てその期間を1年以内に限り延長することができる。

(一部改正 平成28年達第31号)

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は試問を終了したときは学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨に、学位の授与について意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(研究科教授会の審議)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、次の各号に掲げる学位の授与を申請する者の区分に応じ、当該各号に定める内容について議決するものとする。

(1) 第3条第2項の規定に該当する者 学位論文及び最終試験の可否

(2) 第3条第3項の規定に該当する者 学位論文及び試問の可否

2 前項の議決は、当該研究科教授会の構成員総数の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中のため出席できない委員は、委員の数に算入しない。

(一部改正 令和4年達第119号)

(研究科長の報告)

第12条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び専攻分野の名称)

第13条 学長は、第3条第1項の規定に該当する者に対して、当該学部教授会の議を経て、学位記(第4号様式)により学位を授与する。

2 学長は、第3条第2項及び第3項の規定に該当する者に関して、前条の報告に係る審議が適切に行われたと認めるときは、当該報告に基づいて、次の各号に掲げる学位の授与を申請する者の区分に応じ、当該各号に定める内容について決定するものとする。

(1) 第3条第2項の規定に該当する者 当該研究科の課程修了の可否

(2) 第3条第3項の規定に該当する者 学位授与の可否

3 学長は、前項の規定により当該研究科の課程修了又は学位授与を可とした者に対しては学位記(第5号様式、第5号の2様式及び第6号様式)により学位を授与し、学位を授与できない者に対してはその旨を通知する。

4 前3項により学位を授与する場合にあつては、次の表の区分に応じ、それぞれ専攻分野の名称を付記するものとする。

学 位	区 分	専攻分野の名称
-----	-----	---------

学 士	医学部	医学
	薬学部薬学科	薬学
	薬学部生命薬科学科	薬科学
	経済学部公共政策学科	経済学
	経済学部マネジメントシステム学科	経営学
	経済学部会計ファイナンス学科	経営学
	人文社会学部	人文社会学
	芸術工学部	芸術工学
	看護学部	看護学
	総合生命理学部	理学
	データサイエンス学部	データサイエンス
修 士	医学研究科	医科学
	薬学研究科	薬科学
	経済学研究科経済学専攻	経済学
	経済学研究科経営学専攻	経済学又は経営学
	人間文化研究科	人間文化
	芸術工学研究科	芸術工学
	理学研究科	理学
	看護学研究科	看護学
博 士	医学研究科	医学
	薬学研究科創薬生命科学専攻	薬科学
	薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻	ナノメディシン科学
	薬学研究科医療機能薬学専攻	薬学
	経済学研究科経済学専攻	経済学
	経済学研究科経営学専攻	経済学又は経営学
	人間文化研究科	人間文化
	芸術工学研究科	芸術工学
	理学研究科	理学
	看護学研究科	看護学

- 5 外国人留学生のうち希望者に対して、学位記の副本（第7号様式から第19号様式まで）を発行する。

（一

部改正 平成19年達第8号、第105号及び第112号、平成22年達第50号、平成24年達第31号及び第88号、平成25年達第25号、平成26年達第83号、平成27年達第47号、平成28年達第31号、平成30年達第17号、令和2年達第43号、令和4年達第119号）

（学位論文要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(一部改正 平成25年達第70号)

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、既にこれを公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、前項の学位論文の全文の公表に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前項の場合において、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由が無くなった場合には、速やかにその学位論文の全文を公表しなければならない。

4 前3項の規定により学位論文又はその学位論文の内容を要約したものを公表するときは、名古屋市立大学審査学位論文又はその要約である旨を明記しなければならない。

5 博士の学位を授与された者が行う前各項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

6 前条及びこの条に規定する公表の方法については、別に定める。

(一部改正 平成25年達第70号、令和4年達第119号)

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学士の学位については当該学部教授会の議を経て、修士及び博士の学位については当該研究科教授会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させる。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 当該学部教授会又は当該研究科教授会において前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第12条の規定により文部科学大臣に報告する。

(補則)

第19条 この規定で定めるもののほか必要な事項は、学士の学位については学部長が当該学部教授会の、修士及び博士の学位については研究科長が当該研究科教授会の議を経た後、学長の承認を経て定めることができる。

(一部改正 平成27年達第47号)

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「発布日」という。）から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(名古屋市立大学学位規程の廃止)

- 2 名古屋市立大学学位規程（昭和41年名古屋市立大学達第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 発布日以前に前項の規定による廃止前の名古屋市立大学学位規程の規定に基づいて行なわれた学位の授与その他の行為は、この規程の規定により行なわれたものとみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第8号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成19年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第105号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成18年度に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）した薬学部の学生及び平成19年度以後に入学した学生に係る学位について適用し、その他の学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度以後に転入学等した学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第112号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第8条第4項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る

学位について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。

- 3 平成22年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の表及び第14号様式の規定は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に係る学位について適用し、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の表及び第14号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第88号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第13条第4項及び第10号様式の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第4項及び第10号様式の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学、学士入学及び第3年次編入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第4項及び第10号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後規程第14条及び第15条の規定は、平成25年度以後に博士の学位を授与した場合について適用し、平成24年度以前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第13条第4項及び第19号様式の改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第4項及び第19号様式の規定は、平成27年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。

る。

- 3 平成27年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第4項及び第19号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第9号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第4項の規定は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、改正後規程第3条、第4条、第8条及び第9条の規定は、平成28年度以後に博士過程又は博士後期課程に入学（転入学等を含む。）又は進学する学生に係る学位について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る学位については、なお従前の例による。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第119号）

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定及び第12号の2様式の次に1様式を加える規定は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（修士）

	年 月 日
名古屋市立大学長 様	
大学院 学研究科	専攻
(氏名)	
学 位 授 与 申 請 書	
名古屋市立大学学位規程第4条第1項の規定により下記書類を添え、 修士（ ）の学位の授与を申請いたします。	
記	
1 履歴書	通
2 論文目録	部
3 学位論文	部
4 参考論文 各編につき	部
5 学位論文内容要旨	部

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

第2号様式（課程博士）

	年 月 日
名古屋市立大学長 様	
大学院 学研究科	専攻
(氏名)	
学 位 授 与 申 請 書	
名古屋市立大学学位規程第4条第1項の規定により下記書類を添え、 博士（ ）の学位の授与を申請いたします。	
記	
1 履歴書	通
2 論文目録	部
3 学位論文	部
4 参考論文 各編につき	部
5 学位論文内容要旨	部

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

第3号様式（論文博士）

年 月 日	
名古屋市立大学長 様 （住所） （氏名） 学 位 授 与 申 請 書 名古屋市立大学学位規程第4条第2項の規定により下記書類を添え、 博士（ ）の学位の授与を申請いたします。 記	
1	履歴書
2	論文目録
3	学位論文
4	参考論文 各編につき
5	学位論文内容要旨
	通 部 部 部 部

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

（一部改正 平成21年達第97号）

第4号様式（学士）

卒 業 証 書 第 号 学 位 書 記 （氏 名） 年 月 日生	
本学 認め学士（ ） 年 月 日	学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを の学位を授与する 名古屋市立大学 学部長 印 名古屋市立大学長 印

第5号様式（修士並びに課程博士（薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻を除く。））

学	位	記	第	号
(氏 名)				
年 月 日生				
本学大学院	学研究科	専攻	博士課程において前期課程の 修	
所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので () の学位を授与する 年 月 日				
名古屋市立大学				印

（一部改正 平成25年達第25号）

第5号の2様式（課程博士（薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻））

学	位	記	第	号
(氏 名)				
年 月 日生				
名古屋市立大学大学院薬学研究科及び名古屋工業大学大学院工学研究科の共 同 ナ ノ メ デ ィ シ ン 科 学 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 を 修 了 し た の で 博士（ナノメディシン科学）の学位を授与する 年 月 日				
名古屋市立大学				印
名古屋工業大学				印

（一部改正 平成25年達第25号、平成28年達第9号）

第6号様式（論文博士）

学	位	記
(氏 名)		
年 月 日生		
本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士 () の学位を授与する 年 月 日		
名古屋市立大学		印

第7号様式（学士（医学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE MEDICAL SCHOOL	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF MEDICINE	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

（一部改正 平成19年達第105号、平成26年達第83号）

第8号様式（学士（薬学）及び学士（薬科学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE FACULTY OF PHARMACEUTICAL SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[BACHELOR OF SCIENCE IN PHARMACY]	
[BACHELOR OF SCIENCE IN PHARMACEUTICAL AND LIFE SCIENCE]	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
PHARMACEUTICAL SCIENCES	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DETED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号)

第9号様式（学士（経済学）及び学士（経営学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE FACULTY OF ECONOMICS	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF ARTS	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[ECONOMICS]	
[BUSINESS ADMINISTRATION]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号)

第10号様式（学士（人文社会学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF ARTS	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成24年達第88号)

第11号様式（学士（芸術工学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF DESIGN AND ARCHITECTURE	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF DESIGN AND ARCHITECTURE	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[INFORMATICS AND MEDIA DESIGN]	
[INDUSTRIAL INNOVATION DESIGN]	
[ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成30年達第17号)

第12号様式（学士（看護学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF NURSING	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELORE OF NURSING	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号)

第12号の2様式（学士（理学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF BIOLOGY AND INTEGRATED SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF SCIENCE	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成30年達第17号)

第12号の3様式（学士（データサイエンス））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF DATA SCIENCE	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF DATA SCIENCE	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)	
(学部長署名)	(学長署名)
DEAN	PRESIDENT

(一部改正 令和4年達第119号)

第13号様式（修士（医科学）及び博士（医学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF MEDICINE HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [MASTER OF MEDICAL SCIENCE DOCTOR OF PHILOSOPHY] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN MEDICAL SCIENCES AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日) (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT
--

(一部改正 平成19年達第105号、第112号)

第14号様式（修士（薬科学）並びに博士（薬科学）及び博士（薬学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF PHARMACEUTICAL SCIENCES HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [MASTER OF SCIENCE DOCTOR OF PHILOSOPHY DOCTOR OF PHILOSOPHY] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN [PHARMACEUTICAL SCIENCES PHARMACEUTICAL SCIENCES PHARMACY] AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日) (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT
--

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成24年達第31号)

第14号の2様式 (博士 (ナノメディシン科学))

Nagoya City University		Degree No. _____
Name : (氏 名)		
Date of Birth : (生年月日)		
We hereby certify that the person named above completed the Doctor Course in the Cooperative Major in Nanopharmaceutical Sciences, Nagoya City University and Nagoya Institute of Technology, and was conferred the degree of Doctor of Nanopharmaceutical Sciences on (年月日)		
Official Seal of the University		
公印		
Official Seal of the Institute		
公印		
(学長署名)		
Xxxx xxxx President, Nagoya City University		
(学長署名)		
Yyyyy yyyy President, Nagoya Institute of Technology		
This is an authorized translation of the original		

(一部改正 平成25年達第25号、平成28年達第9号、平成28年達第83号)

第15号様式（修士（経済学）及び博士（経済学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[	MASTER OF ARTS]
	DOCTOR OF PHILOSOPHY
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN	
ECONOMICS	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)	
(学長署名)	
PRESIDENT	

(一部改正 平成19年達第105号)

第15号の2様式（修士（経営学）及び博士（経営学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[	MASTER OF ARTS]
	DOCTOR OF PHILOSOPHY
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN	
BUSINESS ADMINISTRATION	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)	
(学長署名)	
PRESIDENT	

(一部改正 平成28年達第31号)

第16号様式（修士（人間文化）及び博士（人間文化））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[	MASTER OF ARTS
	DOCTOR OF PHILOSOPHY
]	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN	
HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)	
(学長署名)	
PRESIDENT	

(一部改正 平成19年達第105号)

第17号様式（修士（芸術工学）及び博士（芸術工学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF DESIGN AND ARCHITECTURE HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [MASTER OF DESIGN AND ARCHITECTURE DOCTOR OF PHILOSOPHY] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN DESIGN AND ARCHITECTURE AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日) (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT
--

(一部改正 平成19年達第105号、平成30年達第17号)

第18号様式（修士（看護学）及び博士（看護学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF NURSING HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [MASTER OF NURSING DOCTOR OF PHILOSOPHY] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN NURSING AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日) (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT
--

(一部改正 平成19年達第105号)

第19号様式（修士（理学）及び博士（理学））

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
	Certificate No.
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE GRADUATE SCHOOL OF SCIENCE	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[	MASTER OF SCIENCE
	DOCTOR OF PHILOSOPHY
]	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN	
SCIENCE	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)	
(学長署名)	
PRESIDENT	

(一部改正)

平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成26年達第83号、令和2年達第43号)

名古屋市立大学総合生命理学部履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 教養教育科目（第3条―第16条）
- 第3章 専門教育科目（第17条―第28条）
- 第4章 他学部との単位互換（第29条―第38条）
- 第5章 履修登録単位数の上限（第39条）
- 第6章 進級及び卒業要件等（第40条―第44条）
- 第7章 雑則（第45条）
- 附則

【凡例/第40条、別表1、別表3、別表5及び別表6共通】

＜高一種免（理科）＞※既に認定を受けている免許課程

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：紫色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目：緑色

＜中一種免（数学）・高一種免（数学）＞※認定を受けようとする免許課程

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：橙色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：黄色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目：緑色

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、総合生命理学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 令和2年達第23号、令和5年達第36号）

第2条 削除

（一部改正 令和2年達第23号）

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第3条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（単位の計算の基準）

第4条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

(一部改正 令和5年達第36号)

(修得必要単位数)

第5条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

(履修の届出)

第6条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(履修の取消)

第7条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取消しをすることができる。

(履修方法)

第8条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

3 学生は、第6条の規定により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。

7 指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(一部改正 令和5年達第36号)

(試験)

第9条 試験については、名古屋市立大学試験及び成績に関する規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第8号。以下「試験及び成績に関する規程」という。）第2条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(追試験)

第10条 追試験については、試験及び成績に関する規程第4条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再試験)

第11条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(成績)

第12条 成績及び成績評価については、試験及び成績に関する規程第5条及び第6条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再履修)

第13条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。なお第2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(一部改正 令和5年達第36号)

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条の規定に従い教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(学外における学修の認定単位)

第15条 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(単位の取消)

第16条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第17条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分については、別表3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第18条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(一部改正 令和5年達第36号)

(修得必要単位数)

第19条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第20条 学生は、年度の始めにおいて、前期、後期及び2学期にわたり履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(一部改正 令和4年達第30号)

(履修の取消)

第21条 学生は、指定された期間内に所定の手続により履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第22条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。

3 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

4 学生は、第20条の規定により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

7 第1年次においては第2年次以降に配当された授業科目を、第2年次においては第3年次以降に配当された授業科目を、また、第3年次においては第4年次に配当された授業科目を履修することはできない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(試験)

第23条 試験については、試験及び成績に関する規程第2条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(追試験)

第24条 追試験については、試験及び成績に関する規程第4条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再試験)

第25条 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることがある。

2 再試験を受ける学生は、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

(成績)

第26条 成績及び成績評価については、試験及び成績に関する規程第5条及び第6条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再履修)

第27条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与

えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位の取消)

第28条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第4章 他学部との単位互換

(授業科目)

第29条 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(履修の届出)

第30条 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修の取消)

第31条 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修方法)

第32条 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、当該学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(単位の認定及び取消)

第33条 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(他学部生の受入れ手続)

第34条 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(受入れ学生数)

第35条 前条の規定により他学部から受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(受入れ学生の履修可能授業科目)

第36条 受入れ学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(受入れ学生の履修方法及び単位授与)

第37条 受入れ学生の履修及び単位の認定は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(その他)

第38条 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第5章 履修登録単位数の上限

(履修登録単位数の上限)

第39条 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、第1年次前期にあつては25単位、第1年次後期以降にあつては24単位とする。

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

第6章 進級及び卒業要件等

(原級留置)

第40条 第2年次終了時において、次の各号の要件を一つでも満たしていない者は、第3年次に進級することができない。

- (1) 第5条に定める修得必要単位数のうち必修科目である「NCUラーニング・コンパス」、「情報リテラシー」、「データサイエンス・リテラシー」、「健康・スポーツ科学」、「基礎生物学」、「生物学」、「自然科学実験」及び「線形代数学Ⅰ」を含む37単位以上を修得していること。
- (2) 「総合理学概論」3単位、「総合理学実験入門」1単位、「解析学基礎」2単位及び「コンピュータリテラシー」2単位を合わせて8単位を修得していること。
- (3) 「生命科学実験」2単位又は「物質科学実験」2単位を修得していること。
- (4) 前2号を含めて専門教育科目から28単位以上を修得していること。

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

第41条 第3年次終了時において、「専門演習Ⅰ」2単位及び「卒業研究Ⅰ」4単位を合わせて6単位を修得していない者は、第4年次に進級することができない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(除籍)

第42条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後4年に至っても、なお、第3年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第43条 所定の期間在学し、第5条及び第19条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(教員免許状の取得)

第44条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、中学校教諭一種免許状（数学）又は高等学校教諭一種免許状（数学又は理科）を取得することができる。

2 前項に定める教員免許状の取得を希望する者は、別表5又は別表6に定める授業科目、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

(一部改正 令和6年達第27号)

第7章 雑則

(その他)

第45条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第67号）

この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成31年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1、別表2、別表2の2の規定は、平成30年度に入学した学生についても適用する。ただし、別表1に規定する「まちづくり論」及び「日本文化の理解」はこの限りでない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 5 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学

等」という。)を除く。)する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第30号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和4年度以後に入学(第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学(以下「第3年次編入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例(以下「在校生の例」という。)による。ただし、在校生の例によりがたい場合は、前項と同様とする。

(一部改正 令和5年達第36号)

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則 (令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第36号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程(以下「改正後規程」という。)第4条及び第40条並びに別表1、別表2及び別表3から別表5までの規定は、令和5年度以後に入学(第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学(以下「第3年次編入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、令和4年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和5年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例(以下「在校生の例」という。)による。ただし、在校生の例によりがたい場合は、前項と同様とする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

(名古屋市立大学総合生命理学部履修規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 6 名古屋市立大学総合生命理学部履修規程の一部を改正する規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和6年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和6年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

別表 1

区 分			授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数		
						必修	選択	自由
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	大学 特色 科目	NCUラーニング・コンパス	講義	1	1		
			ヘルシーライフ	講義	1		2	
			キャリアデザインA	講義	1		2	
			キャリアデザインB	講義	1		2	
			SDGsを考える：医療系	講義	1		2	
			SDGsを考える：自然系	講義	1		2	
			SDGsを考える：数理情報系	講義	1		2	
			SDGsを考える：社会科学系	講義	1		2	
			SDGsを考える：人文系	講義	1		2	
			名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	講義	1		2	
			科学館・博物館・美術館から知る名古屋	講義	1		2	
			近世名古屋の歴史	講義	1		2	
			大学生から始めるESD	講義	1		2	
			まちづくり論	講義	1		1	
			キャリアデザイン（実践編）	講義	1		2	
			起業家になる	講義	1		2	
			地域社会で活躍する女性	講義	1		2	
			ワークライフバランスとダイバーシティ	講義	1		2	
			多文化共生と国際貢献	講義	1		2	
			持続可能な社会と私たち	講義	1		2	
			ESDと地域の環境	講義	1		2	
			次世代エネルギーワークショップ	講義	1		2	
		現代 社会 の 諸 相	日本国憲法	講義	1		2	
			なぜ憲法が必要なのか	講義	1		2	
			現代社会と法	講義	1		2	
			知的財産権入門	講義	1		2	
			人と法と医療	講義	1		2	
			国民所得はどう決まるか？	講義	1		2	
			ゲーム的状况を科学する	講義	1		2	
			公共政策：健康と暮らしの社会科学	講義	1		2	
			はじめての経営学	講義	1		2	
			企業診断ABC	講義	1		2	
			社会科学のデータ分析	講義	1		2	
			社会学A	講義	1		2	
			社会学B	講義	1		2	
			社会学C	講義	1		2	

			新聞報道の現場から	講義	1		2	
			人間の行動・心理と建築	講義	1		2	
			平和論	講義	1		2	
			私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
			国際政治	講義	1		2	
			比較政治史	講義	1		2	
			シティズンシップ入門	講義	1		2	
			地域力を高めるひとづくり	講義	1		2	
	文化と人間性の探求		日本文化の理解	講義	1		2	
			人類学	講義	1		2	
			日本語コミュニケーション	講義	1		2	
			囲碁に学ぶ	講義	1		2	
			ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
			文化に見る歴史	講義	1		2	
			アメリカ史入門	講義	1		2	
			都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
			音楽と文化	講義	1		2	
			デザインと情報	講義	1		2	
			人間と表現	講義	1		2	
			自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
			応用倫理学	講義	1		2	
			心理学概論	講義	1		2	
			心理学入門	講義	1		2	
			西洋の教育と哲学	講義	1		2	
			次世代育成と地域の課題	講義	1		2	
			デジタル時代の人文学	講義	1		2	
			世界を理解するための宗教学	講義	1		2	
			日本の宗教の歴史と文化	講義	1		2	
			キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	人間と自然		科学史	講義	1		2	
			環境と社会・制度・政治・経済	講義	1		2	
			環境科学	講義	1		2	
			植物の多様性と環境	講義	1			2
			動物とヒトの進化多様性	講義	1			2
			社会と医学	講義	1		2	
			くすりと社会	講義	1		2	
			都市と自然	講義	1		2	
			健康と生活	講義	1		2	
			リハビリテーション概論	講義	1		2	
			行動生態学	講義	1		2	

語学科目	自然と数理の探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
		創薬と生命	講義	1		2	
		宇宙のなりたち	講義	1			2
		植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
		エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
		バイオサイエンス入門	講義	1		2	
		情報と数理の世界	講義	1			2
		データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
		地球史入門	講義	1		2	
		地域生態学	講義	1		2	
	英語	IS: Community	演習	1		1	
		IS: Social Justice	演習	1		1	
		IS: Life & Work	演習	1		1	
		IS: Health & Well-being	演習	1		1	
		IS: The Arts	演習	1		1	
		AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
		AE: Interact Internationally	演習	1		2	
		AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
		AE: Raise Health/Environmental Awareness	演習	1		2	
		AE: Produce a Movie	演習	1		2	
		CS: Presentation	演習	1		2	
		CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
		CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
		CS: Writing	演習	1		2	
		EM: World News	演習	1		2	
		EM: Popular Culture	演習	1		2	
		EM: Reading for Inspiration	演習	1		2	
		EM: Online Articles and Videos	演習	1		2	
	その他の言語	ドイツ語初級 1	演習	1		2	
		ドイツ語初級 2	演習	1		2	
		フランス語初級 1	演習	1		2	
		フランス語初級 2	演習	1		2	
		中国語初級 1	演習	1		2	
		中国語初級 2	演習	1		2	
		韓国語初級 1	演習	1		2	
		韓国語初級 2	演習	1		2	
		スペイン語初級 1	演習	1		2	
		スペイン語初級 2	演習	1		2	
		日本手話初級 1	演習	1		2	

		日本手話初級 2	演習	1		2	
		ポルトガル語入門	演習	1		2	
		ロシア語入門	演習	1		2	
		イタリア語入門	演習	1		2	
		アラビア語入門	演習	1		2	
		日本語上級 1	演習	1		2	
		日本語上級 2	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 1	演習	1			2
		ドイツ語初級会話 2	演習	1			2
		フランス語初級会話 1	演習	1			2
		フランス語初級会話 2	演習	1			2
		中国語初級会話 1	演習	1			2
		中国語初級会話 2	演習	1			2
		日本語レポート作成 1	演習	1			2
		日本語レポート作成 2	演習	1			2
		日本語リーディング・リスニング 1	演習	1			2
		日本語リーディング・リスニング 2	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 1	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 2	演習	1			2
		日本語ライティング 1	演習	1			2
		日本語ライティング 2	演習	1			2
		日本語ディスカッション 1	演習	1			2
		日本語ディスカッション 2	演習	1			2
	情報科目	<u>情報リテラシー</u>	講義 演習	1	<u>1</u>		
		<u>データサイエンス・リテラシー</u>	講義 演習	1	<u>1</u>		
	健康・スポーツ科目	<u>健康・スポーツ科学</u>	講義	1	<u>1</u>		
		<u>健康・スポーツ実技</u>	実技	1			<u>1</u>
	ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1			1
		ボランティア科目 2	実習	1			1
基礎科目	物理学	物理学基礎	講義	1		2	
		力学	講義	1		2	
		電磁気学	講義	1		2	
		波動・熱力学	講義	1		2	
	化学	化学基礎	講義	1		2	
		化学熱力学基礎	講義	1		2	
		有機化学	講義	1		2	
	生物学	基礎生物学	講義	1	2		
		生物学	講義	1	2		

自然科学 実験	自然科学実験	実験	1	1		
数学・統 計学	<u>線形代数学Ⅰ</u>	講義	1	<u>2</u>		
	<u>線形代数学Ⅱ</u>	講義	1		<u>2</u>	
	<u>統計学B</u>	講義	1		<u>2</u>	

注1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て本表の授業科目の単位を修得したとみなすことができる。

(一部改正 平成30年達第

67号、平成31年達第19号、令和2年達第23号、令和3年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数	
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	3 単位	* 左記以外 に 2 単位
		現代社会の諸相	4 単位	
		文化と人間性の探求		
		人間と自然		
		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	6 単位	
		その他の言語	4 単位	
	情報科目		2 単位	
	健康・スポーツ科目		1 単位	
	ボランティア科目			
基礎科目	物理学		2 単位	※ 左記以外 に 8 単位
	化学		2 単位	
	生物学		4 単位	
	自然科学実験		1 単位	
	数学・統計学		2 単位	
教養教育科目合計			41単位	

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表 * 印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号、令和 4 年達第30号、令和 5 年達第36号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799 点	800 点以上
TOEFL (iBT)	77～88 点	89 点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS: TOEIC Preparation (2 単位)」又は「CS: Grammar and Usage (2 単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号)

別表 3

区 分	授 業 科 目	授 業 形 態	配 当 年 次	単 位 数		
				必 修	選 択	自 由
専 門 基 礎 科 目	総合理学概論	講義	1	3		
	総合理学実験入門	実験	1	1		
	生命科学実験	実験	2		2	
	物質科学実験	実験	2		2	
	生態学	講義	2		2	
	基礎生理学	講義	2		2	
	適応生理学	講義	2		2	
	進化学Ⅰ	講義	2		2	
	生物統計学	講義	2		2	
	生命情報学Ⅰ	講義	2		2	
	生化学	講義	2		2	
	分子生理学	講義	2		2	
	細胞生物学	講義	2		2	
	分子生物学Ⅰ	講義	2		2	
	物理化学	講義	2		2	
	無機化学	講義	2		2	
	有機合成化学	講義	2		2	
	力学発展	講義	2		2	
	物理学演習Ⅰ	演習	2		1	
	物理数学	講義	2		2	
	地学概論	講義	2		2	
	数学序論	講義	1		2	
	代数学Ⅰ	講義	2		1	
	代数学演習Ⅰ	演習	2		1	
	代数学Ⅱ	講義	2		1	
	代数学演習Ⅱ	演習	2		1	
	離散数学	講義	2		1	
	幾何学Ⅰ	講義	2		1	
	幾何学演習Ⅰ	演習	2		1	
	幾何学Ⅱ	講義	2		1	
	幾何学演習Ⅱ	演習	2		1	
	解析学基礎	講義	1	2		
	解析学Ⅰ	講義	2		1	
	解析学演習Ⅰ	演習	2		1	
	解析学Ⅱ	講義	2		1	
	解析学演習Ⅱ	演習	2		1	
	複素関数論	講義	2		2	

専門科目		<u>コンピュータリテラシー</u>	講義 演習	1	<u>2</u>		
		<u>コンピュータサイエンス</u>	講義	2	<u>2</u>		
		<u>プログラミング I</u>	講義	2		<u>2</u>	
		<u>プログラミング I 演習</u>	演習	2		<u>1</u>	
	生命科学科目	生態測定学	講義	3		2	
		応用生理学	講義	3		2	
		古生物学	講義	3		2	
		進化学Ⅱ	講義	3		2	
		生命情報学Ⅱ	講義	3		2	
		植物生理学	講義	3		2	
		応用生物学	講義	3		2	
		発生生物学	講義	3		2	
		生物機能化学	講義	3		2	
		分子遺伝学	講義	3		2	
		分子生物学Ⅱ	講義	3		2	
		遺伝生化学	講義	3		2	
		総合神経科学	講義	3		2	
		放射線生物学	講義	3		2	
		生命科学各論	講義	3		1	
	物質科学科目	有機量子化学	講義	2		2	
		機器分析化学	講義	3		2	
		量子力学	講義	2		2	
		物理学演習Ⅱ	演習	2		1	
		統計力学	講義	3		2	
		物性物理学	講義	3		2	
		天体物理学	講義	3		2	
		物質科学各論	講義	3		1	
	数理情報科学科目	<u>代数学Ⅲ</u>	講義	3		<u>1</u>	
		<u>代数学演習Ⅲ</u>	演習	3		<u>1</u>	
		<u>幾何学Ⅲ</u>	講義	2		<u>1</u>	
		<u>幾何学演習Ⅲ</u>	演習	2		<u>1</u>	
		<u>解析学Ⅲ</u>	講義	2		<u>1</u>	
		<u>解析学演習Ⅲ</u>	演習	2		<u>1</u>	
		<u>確率論</u>	講義	3		<u>1</u>	
		<u>応用統計学</u>	講義	3		<u>2</u>	
		<u>プログラミングⅡ</u>	講義 演習	3		<u>2</u>	
		<u>情報数学A</u>	講義	3		<u>2</u>	
		<u>情報数学B</u>	講義	3		<u>2</u>	

		数理情報科学各論	講義	3		1	
卒業研究関連科目	総合理学実習	実習	3	3			
	専門演習Ⅰ	演習	3	2			
	専門演習Ⅱ	演習	4	2			
	専門演習Ⅲ	演習	4	2			
	卒業研究Ⅰ	演習	3	4			
	卒業研究Ⅱ	演習	4	4			
	卒業研究Ⅲ	演習	4	4			
外国語科目	自然科学英語	講義	2	2			
	グローバルコミュニケーション	演習	3	2			
専門関連科目	総合博物学	講義	2		2		
	数学教育法 A	講義	3				2
	数学教育法 B	講義	3				2
	数学教育法 C	講義	3				2
	数学教育法 D	講義	3				2
	理科教育法 1	講義	3				2
	理科教育法 2	講義	3				2
	教育学概論 2	講義	2				2
	教職概論 2	講義	2				2
	教育制度論	講義	3				2
	学校教育心理学	講義	2				2
	特別支援教育 2	講義	2				2
	教育課程論	講義	3				2
	教育史	講義	2				2
	教育社会学	講義	2				2
	道德教育	講義	2				2
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2				2
	教育方法論 2	講義	3				2
	I C T 活用教育論	講義 演習	3				1
	生徒・進路指導論	講義	2				3
	教育相談	講義	3				2
	介護等体験実習	実習	3				2
	中学校教育実習	実習	4				5
	高等学校教育実習	実習	4				3
	教職実践演習（中・高）	演習	4				2

（一部改正 平成31年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号）

別表 4

区 分	最低修得必要単位数	
	必修科目	選択科目
専門基礎科目	10単位	48単位以上
専門科目		
卒業研究関連科目	21単位	
外国語科目	4 単位	
専門関連科目		
専門教育科目合計	83単位以上	

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

別表 5 高等学校教諭一種免許状（理科）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	高等学校教諭一種免許状（理科）	物理学	○物理学基礎	講義	2
			力学	講義	2
			電磁気学	講義	2
			○波動・熱力学	講義	2
			物理数学	講義	2
			量子力学	講義	2
			統計力学	講義	2
		化学	○化学基礎	講義	2
			物理化学	講義	2
			無機化学	講義	2
			有機合成化学	講義	2
			機器分析化学	講義	2
		生物学	○基礎生物学	講義	2
			○生物学	講義	2
			生態学	講義	2
			基礎生理学	講義	2
			進化学Ⅰ	講義	2
			生命情報学Ⅰ	講義	2
			生化学	講義	2
			分子生理学	講義	2
			細胞生物学	講義	2
			分子生物学Ⅰ	講義	2
			応用生理学	講義	2
			進化学Ⅱ	講義	2
			植物生理学	講義	2
			応用生物学	講義	2
			生物機能化学	講義	2
			分子遺伝学	講義	2
			分子生物学Ⅱ	講義	2
		地学	○地学概論	講義	2
			天体物理学	講義	2
		「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	○生命科学実験	実験	2
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○理科教育法 1	講義	2
			○理科教育法 2	講義	2

教育の基礎的理解に関する科目等		教育の基礎的理解に関する科目	○教育学概論 2	講義	2
			○教職概論 2	講義	2
			○教育制度論	講義	2
			○学校教育心理学	講義	2
			○特別支援教育 2	講義	2
			○教育課程論	講義	2
			教育史	講義	2
			教育社会学	講義	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2
			○教育方法論 2	講義	2
			○ICT活用教育論	講義 演習	1
			○生徒・進路指導論	講義	3
			○教育相談	講義	2
		教育実践に関する科目	○高等学校教育実習	実習	3
			○教職実践演習（中・高）	演習	2
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			○日本国憲法	講義	2
			○健康・スポーツ科学	講義	1
			○健康・スポーツ実技	実技	1
			○CS: Presentation	演習	2
			○情報リテラシー	講義 演習	1
			○データサイエンス・リテラシー	講義 演習	1

注 ○印は教職課程の必修科目である。

（一部改正 平成31年達第19号、令和3年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号）

別表 6 中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）	代数学	○線形代数学Ⅰ	講義	2
			○線形代数学Ⅱ	講義	2
			○代数学Ⅰ	講義	1
			代数学演習Ⅰ	演習	1
			○代数学Ⅱ	講義	1
			代数学演習Ⅱ	演習	1
			代数学Ⅲ	講義	1
			代数学演習Ⅲ	演習	1
			離散数学	講義	1
		幾何学	数学序論	講義	2
			○幾何学Ⅰ	講義	1
			幾何学演習Ⅰ	演習	1
			○幾何学Ⅱ	講義	1
			幾何学演習Ⅱ	演習	1
			幾何学Ⅲ	講義	1
			幾何学演習Ⅲ	演習	1
		解析学	○解析学基礎	講義	2
			○解析学Ⅰ	講義	1
			解析学演習Ⅰ	演習	1
			○解析学Ⅱ	講義	1
			解析学演習Ⅱ	演習	1
			解析学Ⅲ	講義	1
			解析学演習Ⅲ	演習	1
			複素関数論	講義	2
			情報数学A	講義	2
		「確率論、統計学」	○統計学B	講義	2
			確率論	講義	1
			応用統計学	講義	2
			情報数学B	講義	2
		コンピュータ	○コンピュータリテラシー	講義 演習	2
			○コンピュータサイエンス	講義	2
			プログラミングⅠ	講義	2
			プログラミングⅠ演習	演習	1
			プログラミングⅡ	講義 演習	2
		各教科の指導法（情報通信術の活用を含む。）	○数学教育法A	講義	2
			○数学教育法B	講義	2
			△数学教育法C	講義	2
			△数学教育法D	講義	2
教育の基		教育の基礎的	○教育学概論2	講義	2

礎的理解 に関する 科目等		理解に関する 科目	○ <u>教職概論 2</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>教育制度論</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>学校教育心理学</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>特別支援教育 2</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>教育課程論</u>	講義	<u>2</u>
			<u>教育史</u>	講義	<u>2</u>
			<u>教育社会学</u>	講義	<u>2</u>
		道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	△ <u>道徳教育</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>特別活動及び総合的な学習の時 間の指導法</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>教育方法論 2</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>I C T活用教育論</u>	講義 演習	<u>1</u>
			○ <u>生徒・進路指導論</u>	講義	<u>3</u>
			○ <u>教育相談</u>	講義	<u>2</u>
		教育実践に関 する科目	○ <u>中学校教育実習</u>	実習	<u>5</u>
			○ <u>高等学校教育実習</u>	実習	<u>3</u>
			○ <u>教職実践演習（中・高）</u>	演習	<u>2</u>
大学が独 自に設定 する科目			△ <u>介護等体験実習</u>	実習	<u>2</u>
			※ <u>道徳教育</u>	講義	<u>2</u>
教育職員 免許法施 行規則第 66条の 6に定め る科目			○ <u>日本国憲法</u>	講義	<u>2</u>
			○ <u>健康・スポーツ科学</u>	講義	<u>1</u>
			○ <u>健康・スポーツ実技</u>	実技	<u>1</u>
			○ <u>CS: Presentation</u>	演習	<u>2</u>
			○ <u>情報リテラシー</u>	講義 演習	<u>1</u>
			○ <u>データサイエンス・リテラシー</u>	講義 演習	<u>1</u>

注 1 ○印は教職課程の必修科目である。

注 2 △印は中学校教諭一種免許状（数学）の取得における必修科目である。

注 3 ※印は高等学校教諭一種免許状（数学）の取得における選択科目である。

（この表追加 令和 6 年達第 27 号）